

いじめ問題に関する提言

ライフ・サポート・カンパニー（LSC）

いじめ問題対策特別委員会

目次

はじめに	2
1．いじめの問題と事実確認と当為の錯誤　いじめ原理と構造—概要.....	4
2．教育についての錯誤.....	16
3．警察行政への錯誤.....	19
4．国家を崩壊させる国民はどのようにしてできたか	24
5．法曹関係各位へのお願い	26

はじめに

現代の裁判に事実確認はつき物になっています。そもそも問題や事案・事件の所在が明確でなく、何について判断を下せばいいのかははっきりしないと裁判も何もありません。一方、問題や事案・事件の所在や事実認識というものはなかなか難しい問題をはらんでいます。実際に一審において死刑、あるいは無期懲役という重刑に課せられたものが再び審理された結果無罪となるケースがしばしば見受けられます。事実確認についての難しさや問題は昔からいわれているようで、戦前の横浜事件についても再び審議され始めたと聞きました。

いじめ問題についての裁判もよく耳にします。しかし、いじめが原因で自殺した子供の両親が、学校や教育委員会を相手取り裁判が行われても、事実確認の難しさを理由に裁判に負けてしまうことが多々あるようです(いじめ問題のサイト等参照)。子供がいじめをやっても、教師が黙認して、社会的に非難されず、なおかつ裁判でも負けないために、教師や学校、教育委員会などは、いじめ問題に真剣に取り組まず、いじめを訴えられても組織的にもみ消したり、自身の保身に務めるという姿勢を改めません。そうして結果的に、教師教育関係者が、いじめに加担しいじめをやっていることになっているのです。全国各地の悲惨な事件があった学校や教育委員会が、「いじめはなかった」と言い張り、明德義塾高校の事件でも校長は、いじめはなかったと言い切っています。さらに実際にいじめがあつて裁判所に訴えたとしても、裁判でことごとく負けてしまうことも、いじめが社会からなくならない一因になっているのではないのでしょうか。まさに、ここにある問題について、法務省・検察庁・裁判官や法曹関係者・専門家の皆さんに是非検討して頂きたいと思うのです。このままでは、全国でいじめ問題が終息しないのは明らかでしょう。そればかりか、先日の静岡の女子高生母親毒殺未遂事件のように、いじめが原因で、思いもよらない悲惨な事件が今後も多発するでしょうし、潜在化と複雑化・混迷化を深めるでしょう。

実際にいじめが社会にあるにも拘らず、いじめを受けている被害者側が裁判に訴えると、いじめ問題がなくなったことにされ負けてしまう原因は、法曹関係者にいじめ問題の本質と事実確認ということについての錯誤があるためではないのでしょうか。当然ながら、いじめを正義だ、良い行いだ、人権を守るための活動だなどということを一一般常識とする人はいませんし、いじめをやめさせることが正義であり、それは何らいじめをしている者の権利を侵害することでもありません。そうでありながら、いじめられている者が救いと正義を求め裁判に訴えると、事実確認ができないために裁判で負けているのです。いじめの裁

判はいじめをやる側が訴えるのではないのです。いじめられても解決せず、裁判に訴えざるをえないために、いじめられている側が訴えているのです。

そこに法曹関係者に錯誤と倒錯があるのです。

結論を言えば、以下に示す錯誤と倒錯の原理と、いじめの原理と構造から分かるように、いじめ問題において、特にいじめ問題の裁判に当たっては、事実確認は適しません。いじめ問題でもっとも大切なことは、また錯誤してはならないのは、まずいじめをやめさせるということです。いじめをやめさせることと、事実確認とは違います。事実確認は確認したい者がその後行えばよいことで、各個人の興味の深さや主観を満たすよう、気が済むまで事実確認すればよいのです。

また、いじめを含む様々な教育問題が社会から無くならない大きな原因に、いじめ問題の本質と事実確認についての錯誤以外にも、教育行政と警察行政についての錯誤もあります。この社会を混乱させている錯誤問題についても論究しました。以下、概略を述べるので検討してみてください。

1. いじめの問題と 事実確認と 当為の錯誤 いじめ原理と 構造—概要

いじめというものについて、広く国民一般にある勘違いや誤解について述べさせていただきます。

一般的に「いじめ」とはどのようなものか、この問題が未解明で理解されていないために、つまり錯誤されているために、文科省や都教育委員会がいじめ問題に（警察が青少年問題に）取り組みながらも、いじめ問題が起き、解決できない根本的な問題となっています。またいじめ問題は、そのようにしてある様々な教育問題の代表的事例となっていますし、大人と子供が陥っている現代的錯誤の代表的な問題ともなっているものです。ですから現代的錯誤は、全国の学校や役所などにある「一般傾向」の問題であり、国民統治を揺るがす問題でもあり、司法界にとっても答えを出すべき課題・問題ともなっているはずのものです。その凡そのことは一般国民や民衆は解かっているのですが、意見を言う機会も場も時間も責任も義務もないため、普通・普段は言論界の言いたい放題に任せていることなのです。しかし言論界とは程遠い私どもでさえも、これ以上子供たちがいじめの被害を受け人権が侵害されては、また大人社会がそうして子供の命をいじめ、省」子化させている状況と、さらにそうして国家的危機状況に陥ってしまつては、黙っているわけにはいなくなつたのです。浅学非才ではありますが、これほど明快に「いじめ」というものの原因・原理・構造を解明したものは他にないと思いますので、各位には正等なる判断をお願いします。

法曹にとっても耳の痛い問題となるでしょうが、子供たちのため日本社会の未来のために、各位におかれましては私情私憤を入れずご検討下さいます様をお願いします。また以下に「いじめ」というものについて述べますが、ここで言ういじめは、学校教育圏内で起きているいじめの問題であり、社会一般にあるいじめまで広げて述べるものではありません。いじめの原因・原理・構造を解明し得たものなら、社会一般にあるいじめにも該当するのですが、また司法・法曹界にとってはそれも関心に入ることでしょうが、ここではそこまで論じる文書スペースがないのです。

現代のいじめ問題そのものが子供と大人の錯誤関係としてあります。

文部科学省は『いじめとは、①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、④起こった場所は

『学校の内外を問わない。』と定義しています。これについては、世論に異見もありつつも、一応の法的根拠と法的規定力や拘束力を持つものです。すなわちその4点に当てはまるものはいじめであり、いじめがあったこととなります。そうでありながら、いじめ問題が起こるとつき物のように「事実確認」をして、教員や学校や教育委員会が、また父母や子供達が、ないしいじめ問題の裁判では裁判長や弁護士が、いじめが在ったかなかったか意見を戦わせるのです。しかし、上の文科省の定義からするといじめというものは、彼らがいじめを認めるか否か、各自の主観を満たすこととはまったく関係ないことなのです。

まず、司法・法曹界にはその錯誤があります。文部科学省の専門家は上のように「いじめがあった事実」を定義しています。ところが裁判になると、裁判官と代理弁論者がそれを無視して、自分たちの主観が納得する「いじめがあった事実」の基準に変更してしまうのです。しかも、裁判官と弁護士は、教育やいじめの専門家ではないのです。

そうしていじめがあった客観的事実が認められなかったり、“なかった”ことにされたりしているのです。山形マット死事件の判決も、紆余曲折を経ても釈然としないものを残しています。またひどいものでは、いじめられている子供の人格攻撃までやる裁判となる場合も多いと聞かされています。

法曹界にあるそのような錯誤の奥には、次のような問題があるでしょう。つまり上の文部科学省の定義は、いじめの問題の表面現象面を述べているのみで、その原理や構造、つまりその原因を示してはいないことです。そのため、様々な錯誤がおきています。

私達が解明したいじめ問題の原因、いじめは、実は子供だけで起こしているのではなく、教師や教育関係者や大人がそのいじめに加わって成立しているということです。これを“当為説”とよびます。この当為説によっていじめの原理・構造・原因・様態などを上手く説明できるのです。

というのも、いじめが起こるような場を大人たちが作っているのです。例えばいじめ問題が起こると教師や教育関係者たち、また子供問題の相談機関や、いじめの裁判では法曹関係者などはすぐさま「事実確認」をします。ですが、上でも触れたようにその「事実確認」について、多くの人々が陥っている勘違いや誤り（錯誤）があるのです。

それらの人々や組織機関が「事実確認」をするということは当然なことであり常識的だし、正しく「事実確認」をして状況判断ができなくては、正しい対応策も仕事も活動も望めないのは確かなことです。誰もそれ自体を誤りだとは言わないでしょうし、かく言う私もそれは当然の道理だと考えています。特に公務員などが「事実確認」をせず、各自

勝手な自己判断や思想や宗教観などで行政権力を奮ってしまつては、横暴となりたまつたものではありません。だから客観的公平な仕事や執行・処置をするには「事実確認」は必要なのです。注意 組織機関にとって「事実確認」は必要だということ。)

しかし、こといじめ問題についてはそれは通じません。というのは身体的ないじめは比較的判明しやすいのですが、心理的精神的な虐め（セクハラやストーカー事件や家庭内暴力・ネグレクトなどの心理的精神的な攻撃や虐め、精神的拷問も）は「事実確認」をしても判かりづらく、それが解決につながらないからです。また現実に行き起きているいじめの多くは、身体と心理的な攻撃を混ぜ合わせてあるため、「事実確認」をしてもいじめの様態は判りづらく、実態はつかめずに、誰もが「いじめがあった」と認め納得することは不可能なのです。その不可能であるという原理については後に説明し、その原因についても当為現象として詳しく説明しますが、とにかく、そうして「いじめはなかった」としていじめ問題に「取り組まず」いじめを「やめさせず」いじめ問題の「解決」につながらないでいるのです。

さらに問題なのは、子供がいじめを訴えても、教師や大人達がいじめ問題があったかどうか「事実確認」をしていけば、その結論が出るまでの間いじめられている子供は引き続きいじめ続けられることになってしまうことです。またいじめている子供達の側としても、教師や大人達が「いじめているか」と事実確認をすれば、いじめている子供も「いじめていない」と主張することになるからです。というのは多くの教師や教育関係者がいじめとは如何なるものかを知らず一言でうまく説明できないように、子供達は大人以上に教育の力がまだ行き渡っておらず、いじめとはどのようなものかを知らないから、自分達がいじめをやっているとは思っていないしその自覚はないのです。僅かな悪意ある子供だけがいじめを自覚しているのですが、その子供でさえ大人から面と向かって「いじめているか」と事実確認されれば、本心は意識的に隠します。こうした関係となってしまうから「事実確認」をしても、いじめている子供も周りでそれを見ている子供や教師も、私達親でさえ、皆で話し合つて「いじめは無かつた」「いじめを主張する子供の勘違い」「いじめを主張する子供の自意識過剰であり、被害妄想だ」などと結論を出すことになるのです。ただいじめられている一人だけが「いじめられている」と主張し、しかも大人がいじめを知らず、大人さえも説明できないように、いじめられている子供はそれを「一言でうまく説明できない」現実ともなるのです。

そもそも教育学者や心理学者などの専門家でさえ、いじめの原理や構造や原因・実態などを知らず、未だに明快に説明できていないのですから、実は教師や父母や一般の大人、

裁判官・弁護士・法曹関係者はいじめとは如何なるものかを知らず明快に説明できないし、できるはずがないのです。だから一般の大人自身がいじめに遭ったとしてもその様子や実態を自身がうまく説明できないでしょう。そうしていじめなるものの様態を知らないのにも拘わらず、そのような人たちが集まり「事実確認」をやり「いじめの事実は無かった」「いじめを主張する子供の勘違い」などと結論を出す事実となるわけです。そして結果的にいじめをやっている子供達と同じように、自分達大人がいじめなるものを知らない」ために「大人が集団的ないじめをやっている」のですが、大人が集団的ないじめをやっているとは思わない」状態となっているし、またそれを「自覚していない」という事実ともなっているのです。それはいじめをやっている子供も同じことだということ、またそこに子供と大人に共通する**いじめ原理と構造**がある、ということを示しているわけです。また、子供と大人に共通する、同じ**錯誤**がいじめの**原因である**ことも証明しているのです。さらに、確かにそうして全国の学校と教育委員会がいじめ問題の**事実確認**や**認証**をやると、「いじめの事実はない」と発言する**事実現象**ともなっているのです。また裁判の現場でも同じ現象が起こることになっているのです。

そのような原理の凡そを知っている文科省と東京都教育委員会の専門研究者達が、『いじめの問題の総合的な解決の施策』平成8年文科省通知)、『いじめ防止の手引き』(平成7年東京都教育委員会)を著し、いじめられていると訴えがあった場合は、**まずは、いじめをやめさせる**」いじめをやめさせなければならないと全都全国の学校に示しているのです。それらでは「**まずは事実確認をする**」などとは言っていません。そんなことしては、子供の命も人権も守れないのですし、命と人権を大切にす、守るのだと言っても空論になり、いくら子供の命を犠牲にしても解決しないことになってしまうでしょう。また現実にそのような大人たちの**錯誤**によって、全国でいじめ問題が解決せず、子供が精神的苦悩により自殺し、時には殺し、あるいは**廃人**同様にさせられ、多くの命が犠牲になっているのです。

つまり、いじめをやめさせることと、**事実確認**」をすることは別な問題なのです。いじめ問題の「**事実確認**」をしなくても、いじめをやめさせることはできるのですし、いじめ問題を解決できるのです。もう一度いいますが、いじめをやめさせれば、いじめをやめることはでき、いじめ問題を解決できるのです。つまり後にも説明しますが「**為せば成る**」のですし、そこには「**当為**」が原因しているということなのです。また都教委が発行した『いじめ防止の手引き』も示す様に、暴力などのいじめを「**事実確認**」をせずにその場でやめさせたとしても、いじめている子供達の学ぶ権利や人権などが侵害されことにはなら

ないのです。同様に心理的・精神的ないじめでも原理的には、被害を受ける側が苦痛に感じているいじめる側の行為や衝動の一部を「やめなさい」と諭すだけで、いじめる側の人権が侵害されることではないのです。ましてそのことは教育半ばで多くを知らず至らない子供達を、叱ったり、責任を追求したりすることでもないわけです。また『手引き』などが示すように、いじめ問題を教育材料として捉え積極的に取り上げ、学級全員で話し合う中で互いの命の大切さを学び、互いが尊重し尊重されあう関係を作り、情愛・情操を育むことこそ教育なのです。そのようにして人と自身に目を向け、人を大切にして、将来人々に貢献できる大人へと成長するためにこそ、学問し勉強し力をつけなければならないことに気づかせていくこと、またそのように導いていくことこそが教育の名に値する活動や仕事なのです。つまり、いじめ問題をそのような教育的な実践にしなければならないのです。現在の学校などで取られているいじめ問題の対応方法の多くが、いじめ問題の「事実確認」はするのですが、そのような「まずはやめさせる」教育実践の教材としないのです。そのために、いじめ問題が起こるといじている子供やその親達が教育されずに、至らず錯誤して、いじめなるものを知らないのに知ったつもりで「事実確認」をするよう抗議してくることになるのです。そうして更に教育といじめというものを知らない教師が「事実確認」すれば、先に説明した通りになるわけです。さらに、人の誰もが錯誤する性質を持つことで起こるいじめ問題は、やはり錯誤や倒錯で起こる様々な犯罪事件の入口でもあり、いじめ問題は学校集団だからこそ起き、また学校と教師が教育問題として教育しなければ、いじめや非行・犯罪を悪いことだと考える子供や大人の人格はできないのです。

いじめ問題に対して、そのように教師や学校、大人達が「まずは注意を与え、教え」教育的に仕事をし対応することが望まれているのです（注意を促し・知らせ・教え導くことは、また啓発し、あるいは法的に人間活動を規定し社会利益を実現していくことは法曹界の役割でもあるでしょう）。それら「いじめ」と「教育」と「事実確認」を教師や大人（特に法曹関係者）が錯誤してはならず、勘違い・決め付け（差別心）・誤解・錯誤などした人たちがいくら「事実確認」をしても、教育的・建設的なものにはならないのです。また大人がそのような自身の至らなさを自覚しないところから、いじめが見えず、分からず、解決できず、いじめ問題を制御・制圧できず、それだけでなくさらにいじめ問題を起こしているのです。それは子供達の責任ではないし、子供達がいじめ問題を起こしているのではないのです。子供達が大人以上に至らないのは当然なことであり、子供達が物事を知らず、元気あまって他人を困らせることがあるのは子供の全般的普遍的な性質であって、歴史を上下しても世界のどの国を見ても共通していることなのです。そのように子供が物事を知

らないから、また他の子供や人々を困らせることがあるから、だからこそ教育しているの
でしょう。従って子供が物事を知らず「遊び」や「ふざけ」が過ぎて人を困らせたり泣か
せたりすることは「いじめ」ではないのです。ただその時に、大人が錯誤し「遊び」や「ふ
ざけ」か「いじめかいじめでないのか」を知らないから、さらに「注意」することと「諫
め」ること「諭す」ことの違いを知らないから、重ねて「教え」「知らせ」「叱る」「責任追
求」「学ぶ権利や人権侵害」「事実確認」など等も知らないから、見ても分からずに、さら
にそうして分からないから見え判断つかず、注意し諭さないで教育しないからこそ、そ
れが「いじめ」に推移移行し拡大するのです。そうした大人と子供の前後関係や教育関係
や事象関係さえ、教師や大人達が錯誤し倒錯させていることが、いじめ問題と他の教育問
題が起こる原因なのです。全国の学校や大人が錯誤する「一般傾向」によって「いじめは
ない」としたが、いじめはない」とするが故にいじめ問題に取り組まず、いじめをやめ
させず、いじめをやめさせないために、いじめ問題の解消ができなくなっているのです。
またそうして子供たちが救われず、命の大切さを教育されないのです。

いじめ・不登校などの教育問題の原因は、教師、学校、教育委員会、教育関係者にあり
ます。決していじめられている子どもの原因ではないし、責任でもありません。またいじ
めをやっている子どもの原因、責任でもありません。教育学者心理学者などが主張する子
ども原因論は誤りです。いじめ問題を起こしているのは、教師、大人の錯誤が原因である
との、当為現象説が正しいと言えるでしょう。

従ってそこにある問題をさらに掘り下げるなら、次のような根本原因が横たわってある
でしょう。

多くの心理学者や教育学者や評論家などの問題です。彼らはいじめの原理や構造や原
因・実態を知らず明快に説明し得ていないのですが、彼らがいじめなどの問題を取り上げ
るときの手法はこうです。ともかくまずはいじめの表面現象を捉え悲惨な状況を述べ、い
じめている子供もいじめられている子供も同等に混同・錯誤して、子供がストレスを溜め、
心を傷めたり、壊れているから愛情をもって子供たちを温かく見つめろといい、あるいは
子供の心理や心の揺れや細部に注意を払え、子供の病理を見逃すなどか、子供に目を向け
ろなどと主張しているのです（_____部参照 いじめは悲惨・残酷なもので、その場で、
また考える前に早急にやめさせなければならない、為（な）さねばならない」と私たちは
主張しています）。彼らは決して「その場でやめさせて教育する必要がある」とは指摘しま
せん。さらに、そこから子供たちの表面現象を捉え、ある者は「ゆとり」が必要だと言い、

別な者は「道徳の時間を増やせ」、「家庭教育」に力をいれろと言ひ、またある者は「いや、学力が落ちているからもっと学力を伸ばす時間を増やせ」国際化時代に向けて「ディベートを」 幼・小学校から英語を」 日本語の方が乱れているから国語の時間を」 道徳心が薄れ社会の決まりを守らないから法教育を」 など等の錯誤した意見も出てくることになっているのです。さらにマスコミが、そのような教育関係や専門家の錯誤した意見を客観報道だとして加工し伝えることで、多くの大人達（政財官界や法曹・学者知識人・マスコミ・教育関係者・一般人など）が知ったつもりになり錯誤・倒錯することになっているのです。私たちは研究を通して、現実のひとと社会が、心理学者や教育学者や評論家などの「教育関係者」が言っているそれと違っていることを確認し、また社会組織学的な知識が幾分あったためそれを主張しているのです。それら教育関係者や識者自身が、さらにそれらの学問自体が錯誤と倒錯をして、いじめとは如何なるものかを知らず、人が造る社会の、その社会と人の当為現象を明快に説明できないでいること、それがいじめの原因でありその至らなさと錯誤と倒錯の自省が必要だと、私たちは主張しているのです。つまり、私たちはいじめ問題に代表される現代錯誤は大人たちあり、それを言う「大人に目を向けろ」と主張し、そして心理学者や教育学者や社会学者・評論家や知識人にいじめ問題を起こす原因があると主張しているのです。

いじめの問題は、教員と教委会や学者や法曹界や大人達のそのような錯誤を中心原理にして、他の錯誤が複合し重複した問題として起こると考えられるわけです。（その錯誤の重複をとというのは、例えばこれまで挙げてきた「事実確認」「いじめ」と「教育」の錯誤や、「遊び」や「ふざけ」か「いじめかいじめでないのか」「注意」「諭し」「教え」「知らせ」「叱る」「責任」「人権」などを知らないという錯誤などの重複合のことです。さらに子供の普遍的な性質についての錯誤、知らないことは見えず分からず判断がつかないという人の普遍的な性質についてなど、数々の人の普遍性についての勘違いの重複合があります。さらに 心理学者たちが「子供たちを暖かく見つめろ」といい、子供たちの行為の正邪善悪や非理曲直・美醜清濁の価値観を問わない錯誤もあり、善悪関係なく「悪」公平・平等・均等に扱う民主主義の錯誤、そのような態度があたかも良心的人道的かのように考える「人道主義」の錯誤、哲学と論理学と心理学の混同錯誤、また政治と教育の統治原理についての錯誤などが重複合しているのです。子供たちが起こすいじめも錯誤を中心原理にして他の錯誤を重複合させ、身体的心理的な攻撃を複合させ、重複・反復して継続的に加えることでいじめとなっているのでしょう。またいじめの問題だけにとどまらず、幼少青年たちが悩み逡巡して、つまり錯誤して不登校・引き籠もりなどの現象も起こし、さらに非行や

少青年犯罪を引き起こし、また強いては大人たちが錯誤倒錯して、企業モラルの崩壊や様々な否定的・病的な社会現象をも生んでいると考えられるのです。勿論それらの社会現象は他の原因も関係して起きていますが、それら他の原因でさえその根本には錯誤があり、錯誤を重ね複合させて倒錯し、善意や正義心などからいじめや反社会的行為や非行・犯罪行為を起こすことにもなり、錯誤と倒錯の重複と重複層としてあると言えるでしょう。つまりそこには、人とその社会の問題と様々な否定的病的現象を結ぶ、共通の因果関係があるのです。

その因果関係とは、人の錯誤の因果関係とその社会構造であって、要は人とその社会の**当為関係**がそうあるからなのです。すなわち、いじめだけに限らず人そのものの行為や活動（瞬間的時間的な場面としての）と認識の関係一般がそのような**当為**としてあるということなのです。つまり昔から言われており、多くの民衆が知っているように「為せば成る」のですし、「汝自身を知れ」という教えがあるように、誰もが自身を知らず、人は汝自身を知らないということです。

人は生まれてきてから考えるのであり、日本社会を知り考え抜いてから生まれてくるのではないのです。また人はそのようにして自然と生まれ、乳幼児は自然と立ち上がり、そうして人は歩くから道なるものができ、その道を使って人は必要なものを運ぶが、自身を知らず人や物事が見えない人々が往来に物を置き障害物を作り、それに阻まれて混雑や混沌も生まれ、それからその社会的問題を知り悩みを考えるのです。あるいは私達は日々、時々刻々なんらかの行為や活動をしているのですが、誰もが自分の行為活動の一々、一挙手一投足について頭の中で言葉を重ね考えて、整理・確認しながら行為してはけません。自分が今日歩いた歩数や軌跡や、自分が一日に話した言葉を正しく覚えていたり、正しく思い返せる人はいないのと同様に、自分が人に与えた影響を正確に把握することはできないのです。自分と人の行為・活動と思考がそのようにあるということ、私達は知らず自覚がないのです。だから自分がやっている行為活動の如何なるものかを知らず自覚なく、やおら一日の自分の言葉や行為や活動を思い返しても、覚えていないし、そのような日一日が積み重なってある月日を正しく思い返せません。自分を考え、言葉で理論・論理思考し認識しようとしてもできないのです。自分が食べた一日の食事メニューさえ覚えていないという場合もあるほどです。つまり自分を知らないのです。人（個人）は、そのように自分さえ知らないし認識していないのですし、まして子供たちは大人たち以上に自分の行為活動を知らないし自覚ないのです。そうしていじめ問題も起きているのです。人は自分さえ分からないのであり、他人のことは尚更分からないのです。汝自身を知らず、そして

分からず知らないことは見えず判断つかないことであり、強いて見ようとするとは表面的・部分的・瞬間的・印象的・現象的なものしか見ないし、正しく考えられないということになるのです。心理学者や心理学を取り入れた教育学者や精神科医師・社会学者など、さらにカウンセラーや人の心理描写をする私小説家や芸術文化人が、さらにそれらの影響を受けた私達が、いじめ問題を始め様々な教育問題や育児・青少年・家庭問題や社会問題などを見たり考えようとするとき、表面的・瞬間的・部分的な偏狭なものしか見ないことになるわけです。あるいは哲学者も認識・存在・実在論なるものを研究しているのですが、それらの学者・研究者も当為性を持っていて、そこに錯誤と倒錯を複合させる因果関係があるのです。どうやら現代人には心理学では見落としがちな哲学や論理学の視点や、いやそれ以上に腰を落ち着けて、現実社会とその人を見る視点と認識方法を加味することが必要らしいのです。

上の当為と錯誤はいじめ問題に限った話ではなく、少青年の不登校・引き籠りの問題も年々増加・顕在化傾向にありますので、特に項を起こし説明致します。

それらの問題もいじめ問題同様に錯誤と倒錯が複雑に絡んだ構造をもっています。さらに自殺や非行や少青年犯罪を引き起こす問題にも関係しています。従って個々のケースを説明することは、多種多様、複雑になり、不可能なのです。個々を説明することは無理ですが、それら個人と多様なケースの中心にあるのが、やはり錯誤・倒錯の一般問題である当為なのです。例えば不登校や引き籠りです。不登校や引き籠りの原因が、学校や社会・家庭・大人たちなどに対する反抗的なものや諦観的なものとしてある場合でさえ、本人は、学校や地域・社会から離れて「俺らしく」やるのだ、と「自分探し」の一般錯誤を混ぜ合わせているのです。そしてさらに他の様々な不登校・引き籠りの様態も、中心的問題が、「自分探し」自分見つめ」にあり、その錯誤が自分と社会の当為関係の錯誤にあるのです。

「自分探し」の事実、すなわち結論はこうです。まず、人は考えてから生まれてきたのではありません。生まれてきてから言葉を教えられるのであり、次にその言葉で考えるようになり、言葉で様々を知るのです。「自分探し」を考えたり「自分を知る」前に、まずは生まれてきてから父母という他者から言葉を習い学び、その言葉で社会の様々が伝えられ、それらの言葉を学び考えたり、また知ろうとして生きてきたのです。幼・少・青・若・壮・老年の誰もが今その途上にあるのです。誰もが今現在、その言葉とその言葉を生み出した社会を知ろうと生きているのであり、これから社会とその言葉の全部を知らない限り、自分を知ることはできないわけです。つまりそうして自分を知ろうとするなら、自分が欧米

人なのかアジア諸国人なのか、日本人なのか、その日本人というもの、日本語というものと、日本人の自分というものを知らない、自分「らしさ」というものの答えは得られないのです。また当然ながら私達は弥生人ではないし、鎌倉時代人でも江戸時代人・明治時代人ではありえないし、現代日本人でしかありえず、その年齢の人間でしかありえず、その性別の人間でしかありえず、その家族の一員でしかありえず、これを読んでいる貴方自身のお子さんや多くの子供達は、父でもない母でもない子供（個人）でしかないのです。それ以外の何か特別な空漠とした「自分」を探しても、そのような「自分」はないのです。社会と切り離れた「自分」を考えても、そんな「自分」はないのです。つまりその現代日本に生まれ、現代日本社会語を身につけ、現代日本社会に生き、現代日本社会の学問を学び身につけ、現代日本社会語で考えを持ち、現代日本的意識・直観・悟性・理性・認識・概念などを持ち、現代日本の現実史を一生を通し経験し学び、死の間際になって、やっと自分がどのような生き物だったか自分の愚かさや欠点・蓋然性を含めた性質・性格・人格・属性などを「それなり」の「その段階での自分」を知ることができるのです。別な例えを加えるなら、男女の性別は生物学的な区別では明確ですが、現実・実際生活上の社会学的文化的な男女は、人生のいつ、女や男とするのか判明しないのです。言葉としての女性は、幼少青若年の女では、女の喜びや苦悩、妊娠と出産の諸々を体感したことがないし、子供を生き育てた体験と体感のない者は女でも母でもなく、女の何たるかはまだ分からず、女とも母親とも実は言わないのです。男にとっても、その女と子供に添って男の喜び責任や悲哀や諸々を体験・体感したことがない男と父親は、男の何たるかはまだ分からないのです。つまりどの年齢・時期を女とし男とするのか、いつ男や女になるのか、また男・女らしいとするのか、いつまでも分からないのです。人はそのように自分を知ることができない当為としてあり、また人とその社会はそのような当為関係としてあり、人々個人は自分と自身と、その集団組織と社会を知ることができないのです。それでもあえて知ろうとするなら、現代日本社会と現代世界とその歴史の過去と未来と、それを支える地球の自然界と、それを成り立たせている宇宙全体を知らなくては、今の自分（肉体と精神の存在様式・形式・実態・様態・人格・気質など）を知ったことにはならないのです。

ところが心理学者や他の社会学者や、教師やマスコミが錯誤して、自身が人その個人とその社会の関係性を理解していないのに、自分らしさ」や、自分のやりたいこと」「自分の適正」や「進路と進路指導」をいい、「生きている意義」「パーソナリティ」「生き甲斐」「女らしさ」「アイデンティティ」 自立」 「プライバシー」「ジェンダー」「自己責任」 自

「私の確立」などなどの「個人論」を、子供達に声高に吹聴することになっているのです。そして多くの少若者がそれら「生の哲学」などの影響を受け「自分探し」をすることになっているのです。自分探し、自分見つけめ」をすることで、知らず知らずに自己の内部に向かい他者から離れていったり、意図的に他者なる友達・家族・学校・会社・社会を捨象（排除）して、引き籠もってゆくことになるのです。ですが、自分が生きている「意味はなく」誰でも人は同じで、人は考えてから生まれてきたのではないし、また死ぬときも普通一般の多くは考えて死んだり殺されたりするのではないのですから、自分探し」を突き詰めていっても答えはないのです。だから特に付け加えなければならないことですが、自分探し」を煎じ詰めていくと、そのうち他者たる人々と社会を切り捨てた上で「そもそも自分が生きている意味や意義は」と考え始めます。そうすると、人は生きようと考えてから生まれてきたのではないのですから、否定的な意味で「自分も他人も生きている理由はない」と結論を出すこととなります。その結論からすると、誰でも人は同じで、不合理でつまらない世の中を自分も他人も生きる必要はなくなるのです。さらに「なぜ死んではいけないか」「人を殺してはいけない理由は」という命の設問とも連結して、命の根源を探し、問い、試す、倒錯現象となるわけです。さらにその上に、これまで述べてきたような様々な錯誤が入り組み重複して、混濁した結果として倒錯して、投げやりな態度や諦観的となったり、無気力や、喫煙や非行・暴走・自死・自殺や他殺などの倒錯の諸現象が起こるわけです。「自分探し」の問題は、論理学的原理的には、どんなに「自分探し」をしても結論はなく、問いそのものが始めから答えがなく無意味なのであり、底なしの錯誤に陥る「意味」以外ないのです。

そのようなヒト個人とその社会の当為関係性を理解していないのに、多くの大人たちが、「個性」や「人格」などなどをいい少若者をそそのかすことになっているのです。

話は少し脇道に入りますが、上に述べてきたことは、単に人生訓や社会観を述べつらったものではありません。人々の錯誤と倒錯は、個人＝私の問題と組織や社会や公や国家といった関係問題を、つまり人の私性と公性の関係（主客論争などの）問題への錯誤と当為性について明らかにしたものです。実はこのような問題は、哲学界や他の社会学及び論壇で提起されている現代の理論的諸課題（体制崩壊論・地球規模的な諸問題・新世紀の指針を模索する問題などなど）の中心的問題点・論点でもあって、私どもが30年あまり真摯に取り組んできた結果として言っているのであり、決して思いつきを主張しているわけではありません。ここで示しているものは、私どもが提起する全組学を、いじめ問題と教育分

野へ適応したものなのです。私どもが主張する全組学は、行き詰っている諸社会学の理論的諸課題に解答を示すものであります。

そのことは別に置いても、いじめ問題及び人間の当為性（普遍的な人間現象）と当為関係（普遍的な社会現象）について法曹関係者、とくに裁判官は検討・自覚する必要があるのではないのでしょうか。

2. 教育についての錯誤

いじめ問題に代表されるように、私達大人には様々な錯誤と倒錯があります。また様々な識者が教育崩壊を指摘しているように、いじめ問題以外にも様々な教育の問題があり、その教育問題一般にも勘違いや錯誤があることは明らかであり、国民一般が政治・行政・法曹・教育行政当局の錯乱振りを知っています。さらに周知のこととして教育行政は国家百年の大計を持って為すべきとされていますが、現在とられている教育行政やその問題状況を見ると、政治・行政当局がそのことを錯誤なく自覚しているとは考えにくいのです。教育行政と教育によって、幼少青年に体力と知力と情操芸術力などを身につけさせ、それをもって国作りをするという面からしても、そうして倫理観や道徳観を確立し、それを持って秩序維持・治安の維持をはかるという面からも、その二面によって体制の維持が保障されるという政治的本質から考えても、現行の教育行政は的を射てはしません。

子供達を見てください。幼少年期から塾通いをさせられ、深夜まで宿題や勉強（時間の法的規制・制限や基準さえ示されていません）をさせられています。子供の体力と精神力を養育する面からも、将来心身ともに健康に育つはずがありません。しかしそのように異常なまで勉強させられているにも拘わらず、学力の低下が指摘されていることは周知の通りです。また行政改革の政治問題や、国防の面から考えても（心身共に健全に成長できない者たちが国防できるはずがありません）、日本民族の信頼や誉れ、民族・文化・精神の継承から考えても、日本の行く末を考えても、何一つ得るものがなく、改善も、受け継がれるべきものもないように見受けられます。まさに現在の教育行政には腑に落ちない様々な問題があり、首尾一貫した政策とは見受けられず、統制を失い「教育崩壊」「国家崩壊」が警鐘されているのです。そこには政治・行政・法曹に教育行政についての誤解・錯誤があるとしか言えません。

そのように政治・行政に上のような教育について様々な誤解・錯誤があるのは、誰もが認めることでしょう。そのうちここではそれら様々な教育問題を生む、根本的な錯誤問題を指摘させていただきます。

教育問題の根本的な錯誤とは、国を支配する権力は政治にあるか教育にあるか、どちらにあるかという問題におけるものです。政治・行政・司法・教育関係者に、国を支配する権力は政治と教育のどちらにあるかと問えば「政治にある」と答えるでしょう。しかしそれは勘違い、錯誤です。

ここでは国民という人の普遍性質や、その集団・組織・社会・機構機関・国家を事細か

に述べたり、また政治学と教育学やその統治原理や施策や手段等などを組織学的に解説する余裕はありません。従って実際の歴史をたどって、それを見てみることにします。世界主要国において現代のような国民皆教育が確立する以前には、キリスト教や仏教などの宗教がその国や地域の人々の人心をまとめ、宗教的説法や教育や宗教行事として（スコラ的に）人心を作り、人々を治めていたわけです。ヨーロッパの歴史を遡ってみても、ローマ帝国は自己の統治能力に限界が見えたときに、それまで迫害していたキリスト教を国教にすることでその力によって国を治めようとし、中世においてはローマ教皇や教会に反旗を翻した王権や領主は安定せず長続きもしませんでした。現代においても、ヨーロッパにおける共同体（EC・EU）の形成にはキリスト教共通文化圏であることが基底にあることでも明らかでしょう。そのように宗教が一定地域や国の人々の人心を作り、人々を治めていたわけです。日本でも宗教と政治の関係には同様の要素があり、遠く奈良時代には鎮護国家の思想の元に奈良に東大寺を、全国に国分寺、国分尼寺を建設し人心を治めましたし、江戸幕府は国民を強制的に仏教徒にさせることでキリスト教を押さえ込み、幕府統治の安泰を得たのです。イスラム教文化圏でも同様に、世界各国共通して宗教と政治の二重権力によってその国・地域が治められてきたのです。そこにある宗教と政治の主従・優位関係性は、人を根本的恒常的に治めているものは強制力や武力ではなく、人心を治める「教え」なのだという普遍的統治原理があり、それらを示しているわけです。勿論政治の強力によって人を抑え統治がなされた場合もありますが、それは表面的・一時的・局地的な現象でしかなく、そのような治世は長くても数百年、ほとんどは数十年程度のことであり、やはりやがては（植民支配であっても）宗教によって人心が治められ宗教と政治の二重権力によって統治されてきたのです。つまり宗教と政治の統治機能は別なものであり、また国家統治の主要な要因は政治にあるのではなく宗教側にあったのです。

それが 20 世紀においては、国民人格を作り人心を治める権能が、宗教から国民皆教育と教育行政に移ったのです。そうして政教分離をしたり、宗教と国民皆教育を分け作った国々が、国民を科学的に教育し近代的国家発展を可能にしてきたのです。そのような宗教と教育と政治の考え違い（錯誤）は、政治・行政・教育関係者にあるばかりでなく、政治学と政治学者でもそれを言うものも見当たらないし、反対側の教育学も教育学者もそのことを言わないという状況にあるのです。そうして政財官界の指導者や教育界や法曹界・警察等の治安維持担当者が、またその他多くの社会学者やマスコミが、権力は「政治にある」と答える「常識」となっているのです。ですがそれは錯誤であり、国を支配する根本的な力は教育の側にあるのであって、政治権力と法による統治はそれに支えられ、その上に物

理的・強力的統治を為すことができるのです。その政治権力には強制力はあるものの、人心を作り、まとめる効力や効果はなく、国民人格や人心を治める根本的権威及び権能はないのです。大日本帝国憲法の根本思想を実現させたのは、良し悪しは別にして、教育勅語による教育であったという事実もそれを示しています。もっとも人々が政治家や政治を支持し信頼を寄せることはあり、その信なくば政は立たないわけですが、その「信」なるもの「義・理・筋目」等の価値観を作っているのが宗教や教育や学問（それを普及するマスメディア）だという関係にあるのです。さらに政治・行政・司法そのものが「信・義・理・筋目」といった価値観によって成り立つものであり、いまなる仕事も「正義」と「道理」（真実・真理）などの常識を持って成り立ち、それによって家族と社会を結ぶ要となっているものです。それらのことは宗教教育が人心を支配している国や、政教分離・国民皆教育・科学的真理教育ができない国は衰退し、発展が遅れているという事実を示されています。

またマス・メディアが第四の権力と呼ばれて久しいことから考えても、『権分立』なるものはすでに成り立ちません。21世紀に突入した今、早急に問題点を究明し、新たな理論を構築することが、法曹関係者に求められているでしょう。

私達一般人は、国家百年の大計を持って為すべき教育行政について、政治家や識者たちが財政破綻を理由に「教育の私立化や民営化」をいうことに疑問を持ちますし、またそこからアメリカの教育産業への委託などとならないよう願うわけですが、文部科学省の官僚は錯誤しているのか、何かを意図しているのやら、様々が腑に落ちないのです。国政においても政治家と行政の双方に教育と政治問題の中心的な錯誤があり、互いの錯誤により不要な摩擦が生まれているのではないのでしょうか。政治家と行政の双方が教育行政の国民統治力やその責任を錯誤しては、また自覚なければ、まともな舵取りはできようはずがありません。国民人心のまとまりもできず、国民共通の社会常識や公序良俗が実現せず、秩序の安定もなく、公安維持や国防どころか国作りさえできるはずがないのです。

3. 警察行政への錯誤

上では政治と教育の統治権力の錯誤を述べましたが、そのようにしてある教育の権能とその権力の強大さについて、もう一つ錯誤があります。教育権力と警察力の関係と内容についての錯誤です。

法曹界は人権問題や非行問題や暴力事件などに取り組み、少年法や公安・秩序の維持のための関係法を様々立案したり改正したりもしています。警察も日々いじめ問題や青少年の非行・暴力・犯罪などに対し取り組み、広く秩序維持、公安維持のために活動し仕事をしています。しかしそこに様々な錯誤と倒錯が重層されているために、その効果や抑止力は出ていませんし、秩序維持、公安維持のための仕事とはなっていないのです。

例えば、いじめ問題に遭遇した人々は、その解決のために学校や教育委員会に相談に行き、さらに様々な行政相談機関などにも問題を訴えることになります。しかし、そのような諸機関は、身体的いじめについては、比較的明らかなためすぐ対応するのですが、判りづらい精神的いじめは、上に述べてきたように錯誤を重複させ「事実確認」を行い、「いじめはなかった」とするため、多くのいじめ問題が解決しないことになっています。そうしていじめ問題が解決しないため最終的な段階で警察・少年課にも相談したり、裁判に訴えることにもなるのです。しかし、その警察でも、同様に事実確認がしやすい身体的肉体的いじめについては対応しやすいのですが、精神的なものは「事実確認」しにくく、対応しづらいため、問題を解決させられないのです。あるいは子供による身体的いじめには対応するのですが、教師の体罰やそれを混ぜた精神的いじめについてはすぐさま対応できないのです。また対応しないのです。そこには「事実確認」の問題があるだけでなく、法とシステムの壁があります。警察が教育関係者の無責任・非道をいかに怒っても、教育委員会や学校に対しては物を言えないのです。また世間一般に教師と教育への妄信や教育問題への無理解や錯誤があり、警察に世論の後ろ盾がないため、教育関係者の非常識や、犯罪的な行いをやめさせる常識的なことさえ注意できないのです。つまり警察は物さえ言えず、そのようないじめをやめさせる実効性や現実的な力はないのです。

警察にそのような力がない問題は、非行・暴力・犯罪・秩序・公安問題についても、それに対する実効性と現実的な力が警察にはないことも示しています。というのも、教育基本法が示すとおり、本来、教育行政と教育機関は、真理を愛する子供（と国民）の人格を作り、学問の真理・真実・正解力などの学力を身につけた国民人格を作るはずのものです。それだけでなく、事実に対し謙虚で正直であり、真偽を判断でき、公序良俗・信義誠実・

正邪善悪・非理曲直・美醜清濁などを判断できる国民人心を作るはずのものです。また他の公の相談機関と公務員も、国民の手本となり、自らが真理や公平・責任を重んじる人格をもち、一般人を結んでいるはずなのです。ところが現実はいじめ問題に代表されるように、反対に学校や教育委員会が子供たちに友達や命を大切にしよう指導しないために、子供たちが友達にいじめをやり、全国でいじめ問題が起こることになっているのです。さら全国の学校や教育関係者が、いじめ問題の事実や真実を見ようとはせず「いじめはなかった」と隠蔽しているのです。そして、学校・教育委員会の責任範囲で起こした問題に対して「いじめはなかった」と自らの責任を認めない無責任な教育者によって、多くの子供たちが長期間に渡り「教育」され、勘違いや錯誤・倒錯を深めさせられているのです。これでは多くの子供たちが友達や命を大切にできず、命の尊さを思いやれない人格へと成長・成人するのは火を見るより明らかでしょう。人の心の痛みを思いやれない子供たちは、他人の身体の痛みも、命の尊さも思いやれないし、まして他人の持ち物や財産をどうしようがお構い無しの、自分さえ良ければいいとする人格へと成長するのです。また教育が学問の真理を教えず、社会の事実と人の誠を教えず、正直であることを教えないことで、子供たちがいじめをやり言い繕い、嘘を吐き、ルール観や道徳観が失われてしまうのです。そうして他人の迷惑を考えず公共物を壊し、成人式で騒ぎを起こし、また自分に得で他人に見つからず警察にも捕まらなければ、万引きも、非道も犯罪もお構いなしとする人格にもなってしまいます。つまり錯誤した教育関係者が、それら教育の本旨を無視して、日々大量に、命を大切にしよう子供たちの常識や習慣を壊したり、社会ルールを混乱させたり、破壊しているのです。さらに他の公機関の公務員も、錯誤・倒錯を進め「事実確認」ができずそれに追従していることになっているのです。

こうした子供たちと人々の錯誤と倒錯を大量に生み出している根本発生源と構造（教育界）に対し、警察は対処することさえできません。さらにそこに公共相談機関が重層関係を作ることで、いじめ問題を解決させず結果的にいじめに加担して、それらの問題を常態化させているのですが、警察はそれに対しても物言えないのです。つまり教教育関係者と他の公務員の組織的構造的な関係問題に対して警察は物が言えないのです。教育委員会と教育関係者が統治権能を錯誤し倒錯活動をしていることや、そこから無責任と教育政策の不備が重なることで、教育しているつもりで、大人や子供の人心を乱し、社会常識を乱していること、そうして子供たちが錯誤を重ね、非行・犯罪・否定的病理的現象を起こしていることに、またそうして子供が成長し、青年・大人となり秩序や公安を乱していることについても、警察は物を言えないのです。つまり警察は、教育政策全体が生み出す反社会

的结果についても、また教育関係者自身がやっている反社会的行為についても、さらにそれら公務員が重層・構造化してやっている反社会的行為についても、そのどれに対しても物を言えないのです。すなわち、警察がそれらの非行や犯罪など非道・否定的反社会的問題を生むものに対し物言い、やめさせる現実的な実効性はないのです。

警察権力は主に、非行や事件や犯罪などが起きた後に、その法規にふれた青少年・大人など容疑者個人に対処しているだけなのです。だから警察が、社会常識を乱し非行・暴力・犯罪・否定的病理的社会現象を生み出すもの(原因・構造)を、取り除いたり、予防・解消・解決することはできないのです。つまり、警察には秩序・公安を乱す大本の原因を取り除いたり、予防したり、押さえたり、やめさせる現実的力はなく、警察が国民人心を安寧し、国民と社会の秩序・公安維持のために機能しているのではないのです。

とはいえ、法や警察の抑止力があるはずだろうとも考えられ、また実際にそう言われており、確かにそのような効果はあります。しかし、それは大規模な暴力的反社会的組織などに対するものであり、他の個別的な効果があったとしても、それは僅かなものに対する潜在的な抑止力であったり、表面的で一時的な一部の現象でしかないのです。そもそもそのような潜在的な抑止力が働く一部の人々は、自身の行いを省みる力があり反省・自省する人です。自分の行いを省みて自制するところに、抑止力」を言えるのでしょう。しかし、全国的な傾向としての学校・教育委員会は、自らが引き起こすいじめ問題に対して責任を負わず、他の教育問題も解決できない、自身を省みる力がないのですから、抑止力」は効かないのです。また学校・教育委員会は、教え導く側だという専門習性と、お上・公務員意識によって、国民がいかに注意・指摘しても自身の行いを反省・自省しなません。公共相談機関と公務員は、普通一般人より法意識や正義や倫理観が強いはずですが、いじめ問題に見られるように錯誤し倒錯して、正邪善悪が分からず、社会常識や道德倫理を不問にし、いじめをやめさせられないことを省みず、反省・自省しないのです。このような自省力と、そこから生まれる自制力がない人々には、そのような抑止力は働かず、警察の抑止力は及んでいないのです。大量の子供たちが、そのような無責任な教育関係者に「教育」され、そのような公務員を見て育っているのです。また大人たち一般がそれらを知っているのです。

さらに非行や犯罪・事件をみても、警察に抑止力がないことは明らかです。その非行や犯罪・事件の多くは、自省力と自制力がなく勘違いや錯誤を一段と進め悪循環に陥ることで起こります。そのように罪を犯す人々を分類して見るなら、罪を犯す者の人格・個人差の一々や、犯罪の強弱重軽の違いはありつつも、

- (1) 全くのミスや勘違いや間違いで罪を犯す人々
- (2) 悪いことだと自覚しながらも錯誤しているが故に自分の身に降りかかった問題の解決方法を知らず、やむに止まれず過失で罪を犯してしまう人々
- (3) 錯誤から倒錯し悪いことだと自覚しながら悪意を持って意図的に罪を犯す確信犯の人々
- (4) はたまた錯誤倒錯の悪循環に陥り複雑に絡まって病的になり、病的な猟奇的な特殊な事犯を犯す人々

のどれかであり、凡そ四つのどれかに属するしかないので。それら全体に共通することは、間違い・勘違い・錯誤・倒錯にあり、真実や事実を勘違いしそれが反省されないため錯誤が改められず、さらに倒錯して悪意にまで倒錯することにあるのです。つまりそのような問題を起こす人々は、刑法や少年法を改正しても、司法による一罰百戒の刑罰も、その情報も省みないし、自身の錯誤を見ないため自省力や自制力は生まれず、そのような抑止力は働かない（働きづらい）人々なのです。

こうして警察には人心を作り制御・統治する制御力も抑止力もないのです。教育行政の結果として様々な事件が起きた後、現場の警察官が活動し、警察官がその心身ともの被害を被り、警察人力と予算を使って教育行政と教育関係者の尻拭いをやっている関係となって、実際に悲哀をなめているのです。

警察は子供のいじめに対しての抑止力はなく、教育関係者と公務員一般が錯誤・倒錯して自らが権柄づくのいじめをやっている問題に対しても見て見ぬ振り、放置していることになっているのです。結局は、警察も一般公務員同様、子供の命をもてあそぶ非道を見て見ぬ振りをしていることになっているわけです。そうして教育関係者と公務員全体が、いじめをやる大人と子供達を教育し善導できず、いじめを見て見ぬ振りをする子供達と公務員を教育し善導できないのですから、子供たちが命の尊さを思いやれない人格へと成長・成人するのは火を見るより明らかになります。そうして人の心の痛みを思いやれない子供たちは、人の傷の痛みも、命の尊さも思いやれないし、他人の持ち物や財産をどうしようがお構い無し、自分さえ良ければいいという人格へと成長するのです。また、他人の迷惑を考えないから、他人に見つからず警察に捕まらなければ、公共物破壊も、万引きも非道も犯罪もいいとする人格にもなるのです。そしてその警察を含めた公務員全体が、錯誤倒錯して非理曲直や正邪善悪の価値観を失い、それを問わず、見て見ぬ振りをする「小役人根性」や「官僚主義」に陥るから、自分たちが奮っている教育権力や行政権の誤用・乱用（濫用）によって、多くの人々（大人も子供も）の行政への信頼を失墜させ、国民の人心

が失われ、政治と国家の威信を失わせ、社会秩序公安を乱し、国家崩壊させているのですしその自覚がないのです。警察官僚出身の亀井静香氏も口を酸っぱくして、このような正義感のない、長いものに巻かれるという国民人格を作ってしまった責任は自分たちにもある、と述べています。

そのようないじめる子供と教師・教育委員会、その他の公務員関係としてあるからこそ、また教育と警察・司法の錯誤関係と内容・実態としてあればこそ、さらに次にも示す大人たちの錯誤と倒錯のとめどない悪循環構造があるからこそ、それらが進捗し複合して、全都全国の学校でいじめ問題や不登校や引き籠もりが起き、非行や犯罪や否定的・病的社会現象及び公安問題、社会不安が一向に解決しない事実となっているのでしょう。

4. 国家を崩壊させる国民はどのようにしてできたか

上に述べてきた錯誤と倒錯の問題を広く社会全体の姿として見てみます。例えば、現在の日本を全国的に概括し、大人達の行いを俯瞰すると、大人達は、誰もが日々忙しく夫々の仕事や活動をしています。政治家や行政者や経済界、マスコミやテレビ業界など、法曹界と法律家や学者達、あるいは心理学者や教育学者や評論家などの専門家、教育関係者や教師、警察官も公務員も日々仕事をし、活動しているわけです。しかし述べてきたように、それらの大人一人一人が錯誤と倒錯を重ねています。自分の仕事やその目的や責任（当為活動）がどのようなものか分からず、また錯誤しているから信義誠実や公序良俗などの社会規範をも曖昧にさせ、人権意識や価値観を失い何を為すべきか分からないでいるのです。だから、確かに日本全国の大人達は日々忙しく働いているにもかかわらず、子供を取り巻く諸問題はいつまでも解決されないでいるのです。倒錯した大人の親切心から、子供たちを温かい目で見ているつもりで子供を監視し、手をかけ養育し教育しているつもりで、遊びを制限して深夜勉強に誘導し追い込み、自分は子供や社会や国家のために努力し仕事をしていると思っているのです。ところが子供達からすると、教師や大人達に監視・忍従させられ、「ゆとりの時間」も無く、ストレスの発散や解消をする（遊ぶ）機会や場所も無く、常にイラつき、キレやすくなっているのです。そうしていじめ問題も終息するかわりに拡大し、子供達が自殺したり殺したりしています。いわば大人たちが省子化させてもいるのです。青若者も悩み、逡巡し、そこに低給料問題も拍車をかけて、棄婚化が進み、性活動はしながら子供を作らず、望まない子ができれば墮胎し、少子化は食い止められず、大人たちが省子化させているのです。加えて、少青若者達は虚の教育を受け、悩み逡巡し倒錯して、「自分探し」をし、不登校や引き籠もり精神的疾病・病理的社会現象等も起しているのです。そのようにして結局幼・少・青・若者達が崩壊するようになっているわけです。確かに大人達全員が日々忙しく働き活動しているのですが、上のように、大人が作る学級や学校が崩壊して、大人のやる教育が崩壊し、それが指摘され、大人自身の判断力や価値観やモラルが崩壊し、大人が子供をいじめ省子化させているのです。確かに大人自身が夫婦喧嘩をし、親子喧嘩もし、家庭で暴力をふるい、虐待を起し、離婚をして、家庭崩壊・家族崩壊も起こしているのです。そうして錯誤した大人一人一人が自身の責任を曖昧にし、何を為すべきか分からず、正邪善悪や非理曲直を不問にし、また価値観を失い美醜清濁を問わず活動しているのです。そうしてモラルや社会規範を崩壊させた結果、大人自身が日々の新聞紙上を賑わせる様々な民事・刑事事件を起こしています。確かにそのようにして企

業モラルが低下し、政治も議会政治慣習やルールも無視し、現今では多くの識者が指摘しているように、日本の国体や体制が崩壊しているのです。しかし、さらに政財官を始め法曹界・マスコミ関係者などや、他のどの職業につく大人の誰もが、自分は日本の国体や体制を崩壊させる仕事や活動をしているとは思ってもみないし、まして自分たちにその責任があるとは思わず自覚してはいないのです。

戦後の教育体制が確立してから 60 年ほどたって大人達全体の人格ができあがり、そのように錯誤と倒錯を重ねていても自身を見ず、また見えず、自省せず、自分は正しい、多くを知っているのだという、驕り昂ぶった国民人格ができあがりました。自分さえ良ければいいとする自己中心的な人格ができ、勝手放題をやっているのです。そのことを都知事の石原氏などは「惰眠を貪っている」と言っていますが、教育政策の何らかの問題（ここでは多くを述べられません）によって、60 年間で国民人格が作られてきた結果なのです。さらにマスコミがそれを拡大する影響もあって、上は 60 歳代の社会上層幹部が惰眠を貪り、下は民衆・幼少青年に至るまで、これまで日本民族が受け継いできた日本の良俗良習や美醜清濁の価値観が失われ、日本文化や伝統・精神などが崩壊し社会規範が崩壊したのです。国家 100 年の大計を為し国民人格を作る教育の現状が、このように反省なく無責任では教育目的は実現せず、子供達の健全な成長も期待できず、親も安心して子供を学校に委ねられませんし、国家の 20 年後の見通しも、50 年、100 年後も希望が持てないと言えるでしょう。それ以上に問題なのは、いくら行政改革・構造改革を遂行し新しい社会ができるのだとしても、その人と国民が空洞化し崩壊しているのだから、このままでは新しい建設的な社会・国家の泰平はできようはずがないのです。人作りの中の「教育政策の何らかの問題」を改めない限り、歯止めは掛からず、得るものはまったく無く、日本が建設的な方向に向かうことはないのです。結果日本国民の知性は眠り込み、民族は衰退するのみとなって、国際化の波の中で外漢の術策にはまり奴隷化した日本国民はその手中のままとなるでしょう。それらは深刻な根本問題なのではないでしょうか。

5. 法曹関係各位へのお願い

私どもが司法・法曹各位に検討をお願いするのは、次のことです。

- 1、 世間を心配させている多くのいじめ問題は、学校一般で起き、教育行政と学校の施設内で起きているように、教育行政と学校の責任に属することです。学校の無責任な運営によって子供の行為に教育的指導が行き届かず、子供達に自省と自制が働かず、いじめとなり、その被害を子供とその家族が受けるという問題です。全国の学校のいじめは学校で起きているのに、学校や教育委員会がその責任を自覚せず、無責任に「いじめはなかった」としたがる風潮を、法曹界の職務を通して払拭し改めさせてください。自らの施設内の責任範囲でいじめ問題を起こし、その校長の管理責任に属しているにもかかわらず、その責任を自覚しないから自らの手で解決できず、問題は延々と拡大しているのです。子供の喧嘩やいじめは、いつの時代も、どこの国でもあるのです。一般的に言って校長・教師・(大人)が責任を自覚し、子供たちの「口喧嘩」小競り合い」を注意し、「口喧嘩」小競り合い」のうちにやめさせれば、いじめにまで推移拡大しません。また教師・校長が責任を自覚し、いじめをやめさせれば、悲惨な事件にまで拡大しないし、教育委員会が教師・校長の責任を自覚させ、自身のいじめをやめさせれば裁判にまでは拡大しないのです。「為せば成る」のですが、教育・心理学者などの議論に惑わされ、手をこまねきやらないでいるのです。

- 2、 ここで示した、いじめを起こしている原理・構造・原因を検討し、法曹界と社会に広めてください。

- 3、 法曹界にある同様の問題を解決してください。

子供のいじめのうち、肉体的暴力的で判明なもの以外の心理的精神的ないじめは、分かりづらく、だからこそ文科省は、専門家が言ういじめの定義を示し、それを持って「いじめがあった」としていますが、裁判において弁護士や裁判官は、教育やいじめ問題などの専門家でもないのに、それらを理解でき判断可能かのように錯誤しています。また、そもそも子供のいじめ問題や、その他の子供の行為や意思と真偽などを裁判するには限界があり、裁判にはなじまないのだということも錯誤しています。

そもそも、人と社会現象・自然現象には裁判によって決裁できない範囲があります。

例えば最先端の学問・科学の真理や事実確認については、裁判によって決裁できません。また人と社会現象については、法廷で弁論を重ねたり言葉のやり取りでは分からないことがあるのです。現実の人と社会には、話しや言葉を聴いただけでは分からず、見てみないと理解できないことがあります。さらに見ただけでは分からず、実際にやってみないと理解できないこともあるのです。だから教育の場でも、絵や図などを示し理解を促し、理科の実験や工作・家庭科・体育等は実際にやらせて習得理解させているでしょう。また、もし言葉や文章だけで人と社会と自然のすべてを表現でき、人々が理解できるなら、音楽や美術・演劇・彫刻・舞踊など必要ないし、人類史に出現しなかったはずでしょうし、それらの表現の自由や価値なども法的な問題にはならないでしょう。法曹界がことばを操るなかで事実現象を判定決裁できると決め付けるのは、それらの本質と限界を理解しないところから生まれる驕りなのです。さらに交通事故やいじめなどによる身体的肉体的生理的苦痛についても、個人が感じる痛さは計量・数値・数量化していないため客観評価は不可能であり、裁判をしても裁判官でも客観的に分からず、決裁できるはずがないことです。まして精神的な苦痛とその度合いは、裁判や裁判官でも分からないのです。さらにいじめの初期からある精神的攻撃とそこから受ける精神的苦痛と、そこから続いてしまう精神後遺症も裁判官でも分からないし、さらにまた解決しないことで累積する苦痛と苦悩の拷問性は一時的な裁判では分からず決められないはずなのです。例えで言えば、分からない試験問題は回答できないのと同様に、「問題」や「性質」などが分からないものは正しく判断し決裁することはできないのです。裁判官や弁護士は、自分が過去に感じた痛さから想像する範囲で、そのようないじめによる心身の痛さや苦痛を「理解できている」かのように錯覚しているのです。人々には鈍感と敏感の違いがあり、運動神経・音楽感覚・絵画的視覚・臭覚なども個人差があり、各自で感受性が異なり、裁判官や弁護士個人が感じるその痛さは、各自でその度合が違うのです。またすべての個人は、自分の一日の行為・活動さえ全部を明晰に論理認識はしていないし、一日見聞きしたことでさえその全部は記憶にないのですから、人の行為や痛さを「理解できている」認識できていると思うは錯覚なのです。騒音問題や悪臭臭覚問題・日照権・景観問題でも、被害者の日常生活にどれほど支障をきたすか、その精神的な苦痛とその度合いは、裁判をしても、裁判官でも分からないのです。その精神的苦痛というものを、誰でもが（たとえ裁判官や弁護士でも）正しく想像し、それが客観的に理解されているとしたら、ストーカーやセクハラ・痴漢・強姦などで、大人が一人から受ける精神的苦痛と、子供がいじめ

によって集団から与えられる精神的苦痛のどちらが大きい苦痛なのか判断できるはずでしょう。またストーカーなどの被害を受ける大人が、しかも一人から受けるそれと、子供が、子供と教師・大人たちから受ける集団的組織的ないじめの精神的後遺症の深さと、その後遺症の拷問性とはどちらが大きいのか、また許されざる度合いが強いのはどちらか。それらを理解しているなら、いじめ裁判の結果や法曹界の現況は変わるはずでしょう。また重ねて、そのように子供と大人たちによる集団的組織的ないじめの虐待の責任は追求・指弾されていないのに、犬や猫などの動物の虐待をする者は社会的に指弾されるという、不条理・矛盾・錯誤した状況は起き得ないでしょう。さらに裁判官や弁護士だけでなく警察・検察がストーカーやセクハラ・痴漢・強姦などは、事件・犯罪として取り上げ、精神的いじめ問題を事件・犯罪として取り上げないのは、集団的精神的いじめの規模・質を、正しく評定されないからでしょう。法曹界・検察・警察の現状は、その規模・質と関連法規と付き合わせると、順当公平なものといえるのでしょうか。それらの裁判での扱い方はいかがでしょうか、子供が集団的組織的・構造的機構的に精神的苦痛・拷問性を受けていることを、正しく理解され、正しく評定されているものとはいえないでしょう。また不条理はなく整合性があるといえるのでしょうか。法曹界にはそれらの錯誤を検証し、反省し、改めるべき社会的責任があるのではないのでしょうか。またそのような錯誤と倒錯があることを、広く国民に知らせるべく、評定・啓発してください。

- 4、法曹界全体が、いじめ問題など事実確認が不可能なのだということも理解できなくなり、さらに教育と法曹の責任が理解できなくなり、それに対して「為せば成る」のだという原理も理解できなくなって、いじめをやっている者を無罪にしているのです。そのような大人たちの、無責任や錯誤や事件などの現象を起こす、教育（学問・学者）の責任と義務は特別重いものであるはずです。だからこそ教育の権能は、組織法規定上、例外的にあり、また社会の分業構造上、他が取って代われるものはないのです。そもそも、学問・科学の真理が裁判によって決裁できないように、子供の日常行為について教育的判断を下し、正邪善悪や美醜清濁・真偽を裁判するには限界があり、あるいは無理であり、宗教裁判のようにやってはならないことなのです。学校・教育的機関での子供の口喧嘩や小競合いやいじめなどの日常行為について、裁判所が判断を示し、その措置を命じることは裁判にはなじまず、裁判所が裁決できる筋合いのものではないのですし、不可能なのです。もし裁判所が子供の行為や活動を判断し、その

良し悪しや価値を教育的に決裁し、子供たちを善導し影響を及ぼせ、対応しうるなら、最初から裁判所が教育機関となっているでしょう。従って法曹界は、そのようにある学校・教育委員会の責任範囲で起こる、子供と大人の精神的いじめ・性的いたづら・セクハラなどの責任は、教育現場・教育管理責任者の教育責任にあると判断し、また裁判所はそれらの被害者が負ける裁決してはならないものと決断すべきです。また法曹界は、個人及び家庭と公権力の関係において、弱者救済の原則を徹底し、教育現場・教育管理責任者の教育管理責任を自覚させるべく法の原則的意思を示すよう決断すべきです。つまりそれら教育の責任問題や争い事を裁判所に持ってくるのではなく、学校・教育委員会の責任として真摯に責任を全うさせるべきです。学校教育委員会が負うべき責任範囲で起こす裁判問題は、学校教育委員会が敗訴する原則と習慣を作り徹底しないと、何一つ問題の解決にはならず、教育も良くなり、国家崩壊を促すだけとなるのです。つまり教育界が負うべき社会的・専門的責務と法曹界のそれとの境界を明確にし、双方の専門性と責任を、双方が自覚することが必要なのです。それを見ず自覚しなで、裁判所・法曹界が表面的な現象に捕われ、事実確認や「証拠不十分」などあれやこれやの論理・理屈で繕っても、子供が守られず、教育などの問題も何も解決せず、否定的な社会状況も好転しないのです。このままでは教育関係者・公務員によって、またそこに法曹界も加わって、子供は人権や教育を受ける権利・心身ともに健康に育つ権利などが侵害されたままとなってしまいます。またこのままでは、子供たちの命をいくら犠牲にしても、またいじめている子供たちに正邪善悪・非理曲直・美醜清濁を不問にし、さらに信義誠実・公序良俗などを培わず教育的なものとはならず、何もが建設的・多産的になりません。どちらにしろ、このまま教育界と法曹界が姿勢を改めず、このまま放置しているだけでは、いじめ問題や教育問題や省子化問題は解決することはないでしょう。大人たちが子供にとって過酷な社会状況を放置するのなら、国民性や国家は崩壊するのです。

上に述べてきたことを、是非皆さんで検討してみてください。私達大人が家庭や学校や社会を作っているのです。その家庭や学校や社会で虐待やいじめ・不登校・引き籠もり・そのほか多くの教育問題が起き、子供が傷つき、学ぶ権利・心身ともに健康に育つ権利も守られていないのです。そんな教育環境と社会を作っている大人たちが目を覚まさなければなりません。いじめや虐待を受けた子供達が、PTSDとなり、虐待やいじめと心理学の迷宮に閉じ込められ、通常一般の生活や人生を送れず苦しんでいます。また多くのいじめ

裁判でも司法・法曹関係者の同じ錯誤原因によって「事実認定」ができず、いじめられている側が負けているのです。裁判をすると、いじめられている弱い側が守られず、正邪善悪がどちらにあるのか分からないことになり、人権が守られず学ぶ権利・心身ともに健康に育つ権利も正義も守られないのです。これでは裁判所も裁判長も法曹界も、まさに文科省の定義にも合致する「いじめをやっていること」になり、私どもが上に主張するいじめ当為原因論の錯誤・原理・原因とも一致することにもなっているでしょう。裁判長や裁判所がやるいじめそのものと言えるのではないのでしょうか。いじめを受けた子供達が裁判でも負け、いじめられてPTSDで苦しみ、通常一般の生活や人生を送れずに、その苦しきから逃れるために自殺もしているのです。このような混沌とした状態から早く子供達を救い出すために、上の「大人たちの錯誤といじめの原理」を検討いただき、そのいじめと錯誤・倒錯を生む原理論を法曹界に早急に広め、法曹界の誰でもが知る社会常識にして頂きたいのです。



ライフ・サポート・カンパニー (LSC)

URL : <http://lsc.client.jp/index.htm>